

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町 1 丁目 6 番 15 号 井門神田駅前ビル 22 号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

# [雇用継続給付] 申請時の署名・押印の省略について

0000

3

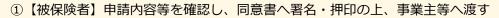
雇用保険法施行規則の一部を改正する省令が、平成 30 年 10 月 1 日に施行され、雇用継続給付の手続きにあたっては、「記載内 容に関する確認書・申請等に関する同意書」(以下「同意書」)を作成して保存すること等により、申請書への被保険者の署名・ 押印を省略することができるようになりました。今回のあおぞらレターでは、その方法や注意点についてご案内いたします。

1. 変更の内容 対象となる手続:高年齢雇用継続給付金・育児休業給付金・介護休業給付金

### これまで «2ヶ月に1回»

- ①【事業主等】申請書を被保険者へ渡す
- ②【被保険者】事業主等より渡された申請書へ署名・押印の上、事業主等へ渡す

## 平成 30 年 10 月 1 日~ 《初回のみ》



- ②【事業主等】被保険者より渡された同意書を保存する
- ※同意書の保存期間は、完結の日(最終支給対象年月や最終支給単位期間の最終日)から4年間となります。
- ※原則、初回申請時以後のハローワークへの同意書の提出は不要ですが、必要に応じてハローワークより同意書の提出を求められることがあります。
- ※被保険者の署名・押印による従来の申請方法も可能です。

# 2. 同意書により本人署名欄を省略する場合の記載例

申請書の申請者氏名・署名欄には、「申請について同意済」と記載します。

### 雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書の 本人署名欄を省略する場合の記載例







申請者氏名

- ●同意書を各事業主等が適切に保存していない場合は、不正とみなされることがありますので、ご注意ください。
- ●詳細はこちらをご覧ください。https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000362068.pdf

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277